

秋田県町村電算システム共同事業組合管理者  
及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例

平成25年4月1日  
条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 管理者等に報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 管理者等が組合議会等に出席したときの費用弁償は支給しないものとする。

2 管理者等が第1項以外の公務のために旅行したときは、別表により算定した額を支給する。ただし、予算の範囲内において打切支給することができる。

(費用弁償の支給方法)

第4条 この条例に定めるもののほか、管理者等の費用弁償としての旅費の支給方法は、組合職員の例による。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

日 当	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (一夜につき)
2,600 円	甲地方	乙地方	2,600 円
	13,100 円	11,800 円	

備考 この表に掲げるもののほか、必要な費用弁償  
としての旅費は組合職員の例により計算する。